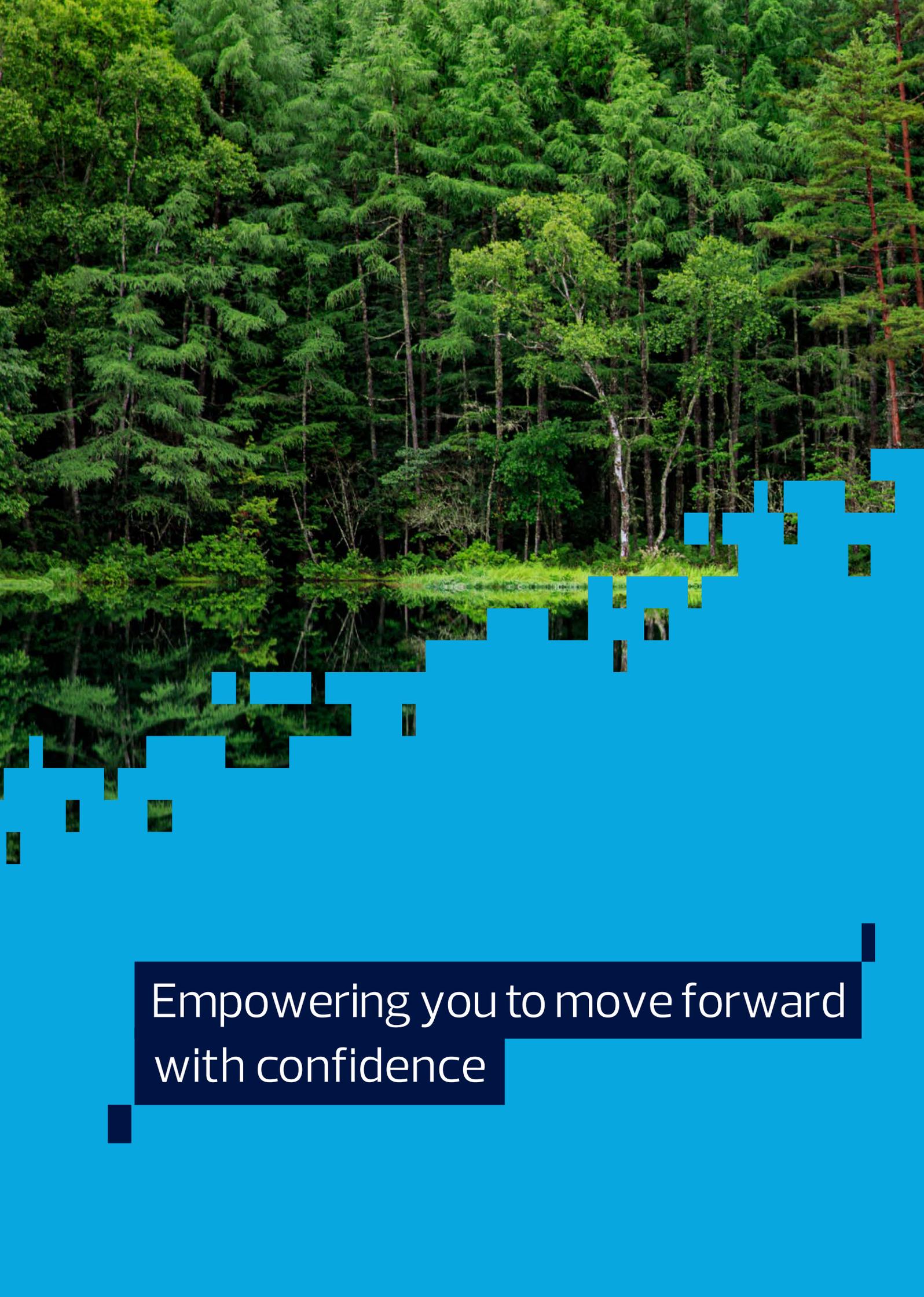


監査品質に関する  
報告書 2024



Empowering you to move forward  
with confidence

## 目次

<b>監査品質向上に向けた取組及び事務所概要</b>	<b>4</b>
監査事務所の最高責任者からのメッセージ	4
事務所概要	6
<b>経営管理の状況等</b>	<b>8</b>
1. 品質管理基盤	9
2. 組織・ガバナンス基盤	23
3. 人的基盤	27
4. IT基盤	32
5. 財務基盤	35
6. 国際対応基盤	36
7. その他	39
<b>監査法人のガバナンス・コードの適用状況</b>	<b>40</b>

当法人の事業年度は7月1日から翌年6月30日であり、本報告書は2023年7月1日から2024年6月30日までを報告対象期間として作成しています。本報告書の公表日時点では公認会計士法施行規則第95条及び96条を適用していますが、報告対象期間の末日時点では未適用のため、本報告書は正式版の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」には該当しません。

## 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要



RSM清和監査法人では、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」を経営理念として、社会へ貢献するため、構成員一丸となって会計監査を中心とした業務にあたっております。また、グローバルなネットワークであるRSM Internationalの一員として、企業のグローバルな活動を支える業務も行っております。

監査を取り巻く環境は常に進化を続けております。日々変わる会計基準や監査基準への対応、電子監査調書ツールをはじめとしたIT基盤の導入、グローバル業務への対応など監査法人も社会の期待にあわせて常に進化していく必要があり、RSM清和監査法人もそのような法人であるべく努力を重ねております。

監査で最も重要なのは「高い監査品質」です。「高い監査品質」は一朝一夕に完成するものではありません。個々人の監査能力の向上はもとより、それを支えるインフラが必要になります。また、「高い監査品質」は人員やインフラだけが整ってもその実現は難しく、「高い監査品質」を重視する組織風土が必要になります。必要な組織風土の醸成のために、構成員の一人一人がプロフェッショナルとしての自覚を高め、懐疑心を適切に発揮できるように法人としても様々な施策を実施しております。さらには、パートナー会議での闊達な議論、公益監督委員会の設置、各組織への権限移譲等を通じて法人自身のガバナンス強化にも意識的に取り組んでおります。

### 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

## 進化する監査環境への対応と 高い監査品質の追求

最近の監査業界を取り巻く課題としては、ミドルサイズ企業を中心に大手監査法人から中小監査法人への変更の増加や、監査業界での働き方改革があります。RSM清和監査法人としても、高い監査品質を維持しつつ、ミドルサイズ企業を中心に監査の受け皿としての社会的役割を果たすため、十分な人材の確保に努めていく所存であります。そのために、構成員がより良い働き方を選択できるような人事制度の構築や教育研修制度の充実、多様な人材の登用などの課題にも取り組んでおります。

また、IPO支援業務についても、監査の受け手がないといった社会課題に可能な範囲で対応していきたいと考えております。

本報告書においては、RSM清和監査法人が取り組んでいる様々な施策について説明しております。本報告書をお読みになる皆様にとって、本報告書がRSM清和監査法人の取り組みを理解いただく一助になれば幸いです。

RSM清和監査法人  
理事長

戸谷 英之

## 経営理念

高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する

## RSM Experience

### Our purpose

### RSMの存在意義は、変化する世界において信頼を与えること

戦略、ソリューション、ガバナンス、行動に至るまで、事業のあらゆる側面における指針として、RSMの存在意義は職員、クライアント、サービス、地域社会に対するアプローチを定め、RSMの本質を形作るものとなります。

### Our values

私たちが下すすべての決断はRSMの価値観に導かれています。価値観はすべての行動の基盤となります。



#### Respect and uncompromising integrity

言葉よりも行動で示すべく、正しいことを行うこと



#### Succeeding together

包括性と個性を受け入れ、深い理解に基づいた強い関係を築くために効果的に協力すること



#### Excellence

常に品質を重視し、個人としても集団としても、すべての行動においてベストを尽くすこと



#### Impactful innovation

変化を歓迎し、洞察力とテクノロジーを駆使して、クライアントと職員に真の変化をもたらすこと



#### Acting responsibly

職員、顧客、地域社会、そして地球に対する責任を果たすことで、より良い未来を築くこと

### Our promise

The Power of Being Understoodとは、信頼そのもの。RSMと仕事をする中で、クライアントは時間をかけてクライアントを真に理解し、クライアントの環境に合わせたアイデアと洞察力を提供し、クライアントが将来について自信を持って決断できるよう支援するプロフェッショナルと仕事をするようになります。これがThe Power of Being Understoodであり、RSM experienceです。

### Our behaviours

RSMのDNAはRSMと共に、あるいはRSMの一員として働くクライアントやパートナーが経験する5つの特徴で構成されています。

#### We are Curious

より深く理解し、思考に挑戦し、新しいアイデアを生み出すために、探求的な質問をし、多様な視点を求める。真の理解に基づいて人間関係を強化するために純粋に興味を持ち、耳を傾け、そして行動することで、より多くのことを学ぼうとする。

#### We are Collaborative

協働がより良い結果につながると信じ、多様な視点を模索し共有することで、問題解決のための革新的な思考を促し、他者がチャンスをつかむことを可能にする。また、他者の考え方がより良い結果を生む可能性がある場合には、それを受け入れる謙虚さも持ち合わせる。

#### We are Critical Thinkers

複雑な情報や概念を明瞭に、客観的に、深く理解し、適用し、伝える。また、他の人々が自信を持って決断できるよう、最善の思考とアドバイスを提供する。新しいアイデアを探求し、オープンで積極的かつ透明性のある方法で見識を共有する。

#### We are Caring

クライアント自身及びその要望を理解したうえで、固有の課題やニーズ、嗜好に対する理解を示すことで、強固で長期的な関係を築く。対等かつ友好的な関係を保ち、クライアントにとって最も重要なことに関心を持ち、それを尊重する。

#### We are Courageous

行動や伝統的な考え方に挑戦する強さと自信を示し、前を向いて明日に備える勇気を持つ。また、問題に立ち向かい、あらゆる解決策を模索し、最もよく通る道だけでなく新しい道を進む勇気も持つ。

## 事務所概要

### 概要

名称	RSM清和監査法人 (英文名称：RSM Seiwa)
設立	2004年3月
資本金	39,000千円
理事長	戸谷 英之

### 人員数 (2024年6月30日現在)

パートナー (社員)	20人
公認会計士	56人
米国公認会計士	10人
その他専門職員	30人
事務職員等	16人
<b>合計</b>	<b>132人</b>

### 関係会社

RSM清和コンサルティング株式会社
合同会社監査D&Iコンソーシアム

### 所在地

東京事務所	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階
神戸事務所	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルディング1階

### 属性別監査対象会社数 (2024年6月30日現在)

金商法・会社法監査 (上場会社)	24社
金商法監査	1社
会社法監査	26社
学校法人監査	4社
その他の法定監査	12社
その他の任意監査	66社
<b>合計</b>	<b>133社</b>

### 国内ネットワークファーム

RSM汐留パートナーズ株式会社
税理士法人東京クロスボーダーズ

### 沿革



### 主な被監査会社 (上場会社)

#### 東証プライム (2社)

大崎電気工業株式会社  
人・夢・技術グループ株式会社

#### 東証スタンダード (14社)

株式会社CSSホールディングス  
NKKスイッチズ株式会社  
ReYuu Japan株式会社  
株式会社アズ企画設計

#### 株式会社サニーサイドアップグループ

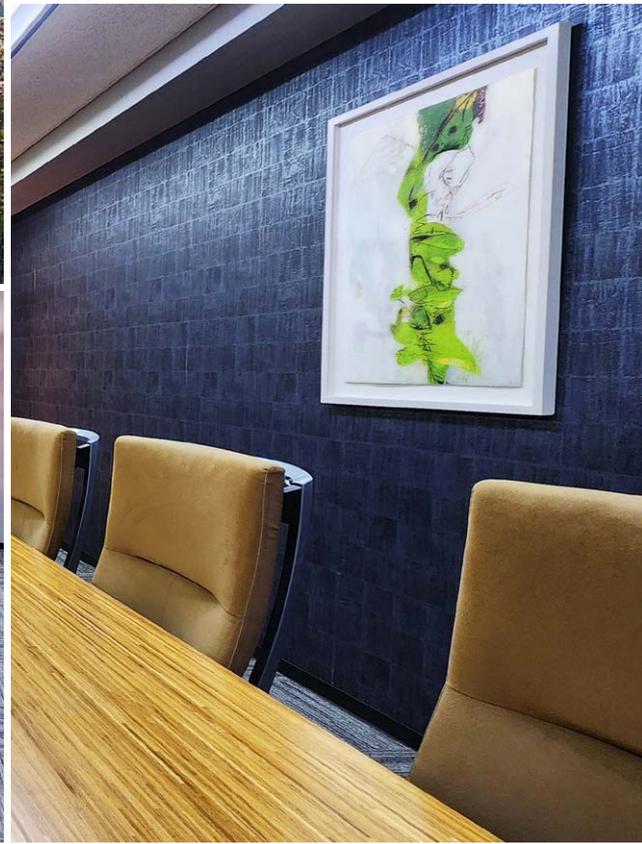
株式会社三機サービス  
株式会社ショーケース  
住石ホールディングス株式会社  
センコン物流株式会社  
株式会社大庄  
株式会社ツナググループ・ホールディングス  
ティアック株式会社  
株式会社テラプローブ  
株式会社山田債権回収管理総合事務所

#### 東証グロース (8社)

株式会社駅探  
株式会社エクストリーム  
株式会社ミラタップ (旧株式会社サンワカンパニー)  
株式会社ドラフト  
株式会社トリプルアイズ  
株式会社博展  
株式会社ホットリンク  
株式会社ライズ・コンサルティング・グループ



RSM RSM 清和監査法人





経営管理の状況等

# 1. 品質管理基盤

## 1-1. 品質管理体制

当法人は、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」を経営理念として掲げ、品質及びリスク管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することについて、それぞれを強調する行動とメッセージを事務所内外に向け、明確に一貫して繰り返すことにより、監査品質の維持、向上を業務運営における最重要課題として取り組んでいます。

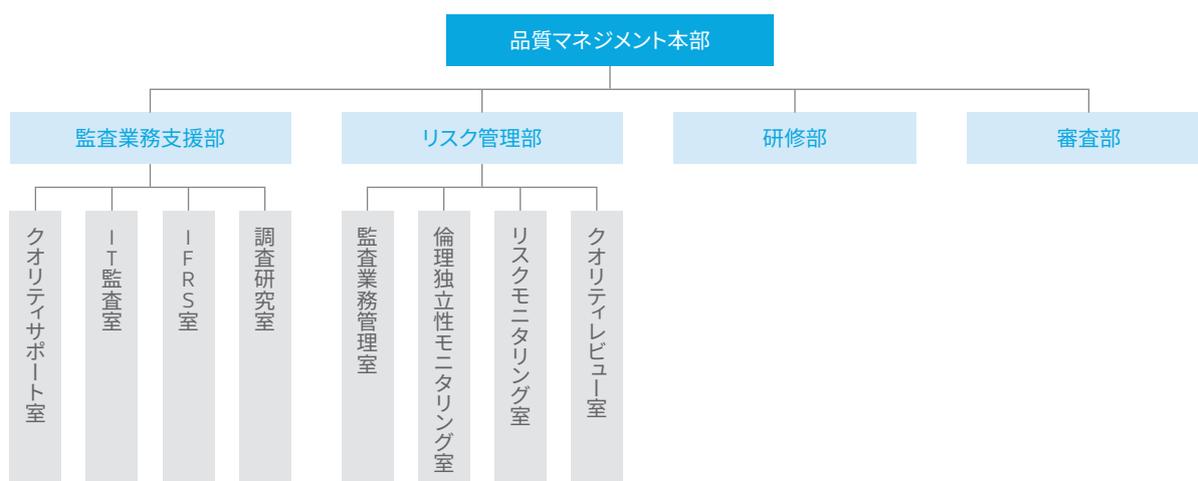
この経営理念及び最重要課題に取り組むに当たって、実行性のあるガバナンス体制を構築するため、パートナー会議を定期的で開催し、監査品質を最優先に経営管理及び業務運営に関する方針を決定し、重要事項等についてメール又は法人全体研修によって法人内部に伝達しています。

当法人の理事長は、「監査に関する品質管理基準」、「品質管理基準報告書」及び「RSM Quality Assurance and Risk Containment Policies (RSM QARC Policies)」に準拠し、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っており、理事長の指揮のもと、当法人の品質及びリスク管理に関する体制の整備及び運用上の責任を、品質管理担当責任者に割り当てています。

理事長及び品質管理担当責任者の強いリーダーシップの下、品質マネジメント本部の各セクションの責任者による品質及びリスク管理活動に基づき、実行性の高い品質管理システムを構築しています。

品質マネジメント本部は、監査業務支援部、リスク管理部、研修部及び審査部からなっており、各部を含む事務所及び個別監査業務の品質管理を統括しています。当法人において、品質マネジメント本部に従事する人員は全専門要員の50%を占めており、品質管理体制は以下の通りとなっています。

品質管理体制図 (2024年6月現在)



## 監査業務支援部

### クオリティサポート室

契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続の整備、監査業務の実施に必要な情報の収集、監査マニュアルの改訂並びに監査調書様式の整備等を行います。原則として毎月開催する会議において、法人内から寄せられた品質管理システムの改善提案を検討し、監査マニュアル及び監査調書様式に反映しています。また、監査基準及び監査手続に関する相談窓口として機能しています。

### IT監査室

ITを利用した複雑な情報システムに関連するリスク評価及びリスク対応手続の立案実施をサポートするため、専門メンバーによりIT監査室を設置しています。

IT監査室では、各監査業務においてITの専門家として関与するほか、各監査チームのITへの対応に必要なアドバイスの提供、被監査会社におけるITの利用から生じるリスクやIT全般統制の評価のための監査ツールの開発を行っています。

### IFRS室

IFRSを適用する被監査会社の監査業務に対応するために、必要な情報収集並びに当該情報を当法人の方針及び手続に反映する業務を行います。IFRS監査業務に関する監査調書様式（経営者による確認書、開示チェックリスト等）を作成しています。また、IFRSに関する相談窓口として専門的な知識の蓄積に努めるほか、「IFRS Newsletter」を定期的に発行しています。

### 調査研究室

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を整備し、専門的な知識の蓄積及び当法人における専門的な見解の問合せの助言業務を行います。各監査チームから寄せられる専門的な見解の問い合わせに対して、主としてマネージャー以上により構成されるメンバーより、議論した結果をチームにフィードバックしています。

また、特殊な事案に限らず気兼ねなく相談できる体制を整備するため、各パートナー・職員が得意とする会計の領域や業種・業態についてリスト化し、相談窓口として職員へ周知しています。

## リスク管理部

### 監査業務管理室

監査業務管理室は、品質管理システムの監視に関する方針及び手続を整備し、主に日常的モニタリングを実施します。日常的モニタリングについては、当法人で定める点検項目について、毎月の対応状況を調査し、年に一度、点検した範囲、程度及び結果の概要をパートナー会議に報告します。

### 倫理独立性モニタリング室

当法人並びに当法人のパートナー及び職員における倫理諸規則の遵守状況の確認、並びに、職業倫理及び独立性について当法人又は監査業務において懸念が生じた場合の相談窓口として機能することを目的として設置しています。倫理独立性モニタリング室では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている独立性確認チェックリストを用いた一斉確認を毎年7月1日基準で実施し、全ての被監査会社との独立性の阻害要因の有無を確認しています。また、監査を担当するパートナーのローテーション表を管理し、監査業務の長期関与についてモニタリングしています。さらに、監査業務と非監査業務を同時提供の可否等に関する相談対応を行っています。

### リスクモニタリング室

当法人の上場会社監査業務について、当該被監査会社がおかれている内外の環境及び監査チームの体制等から識別される監査上のリスクをモニタリングし、法人としての品質及びリスク管理並びに監査チームのサポート等を実施しています。詳細は「1-8. 品質管理システムのモニタリング」に記載のとおりです。

### クオリティレビュー室

各監査業務における監査品質のモニタリングを目的として、監査業務期間中に実施する「ホットレビュー」及び完了した監査業務を検証する「定期的検証」を計画し実施しています。「ホットレビュー」及び「定期的検証」については「1-8. 品質管理システムのモニタリング」に記載のとおりです。

## 研修部

専門要員が監査業務に必要な知識・技能等を習得するため、定期的に研修部会議を開催し、専門要員の教育・訓練に関する方針及び手続を整備するとともに、法人全体研修及び階層別研修の年間計画を策定し、研修を運営しています。研修は講義形式のほかに、ディスカッション形式で事例やケーススタディを用いたより深度ある理解につながる研修を実施しています。また、受講者にアンケートを義務付けることで、研修の理解度を確かめるとともに、その後の研修コンテンツや運営方法の改善に活かしています。そのほか、法人研修及び日本公認会計士協会の継続的専門能力開発 (CPD=Continuing Professional Development) 制度が定める必要単位の履修状況を管理しています。

## 審査部

当法人における審査に関する方針又は手続の整備及び運用を目的として、審査部を設置しています。審査部では、各監査業務の審査の実施状況をモニタリングするとともに、審査の実施時期を把握・調整するなど審査手続を円滑にするサポートを行っています。また、新規受嘱や各監査業務において発生した重要事象に対する上級審査会の開催にあたり、客観性及び公平性を保つよう上級審査員を選定し、上級審査会の開催状況を確認しています。

## 通報制度

当法人は、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。この方針及び手続の一部として、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、内部通報等の制度を定めています。

1. 当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
2. 当法人が定めた品質管理システムへの抵触等に関する疑義の申立て
3. 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

外部通報制度として監査ホットラインを設置し、当法人ウェブサイト上で公表しています。

監査ホットライン：

<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/audit-hotline>

また、通報内容の秘密保持を徹底するとともに、内部通報については匿名による通報を可能としています。

## 品質マネジメント本部長メッセージ

監査法人の存在意義は、高品質の監査サービスを提供することで、資本市場に信頼を与え、社会的な責任を全うすることです。クライアントや監査法人を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中で、RSM清和監査法人は高い監査品質を確保するためにさまざまな施策を講じていますが、それら施策が全構成員に着実に浸透し、監査品質を重視する組織風土が醸成されることが何より重要と考え、そのために何をすべきか日々自問自

答し、本部メンバーやパートナー間で協議を重ね、継続的に取り組んでいます。

また、監査品質を支えるのは人財です。当法人ではより良い人財の採用と育成に力を入れるとともに、会計・監査のプロフェッショナルとしてその能力を最大限発揮してもらえるよう、風通しが良く働きやすい職場環境づくりにも注力しています。

高い監査品質の確保とそれを裏付ける人的基盤等の整備により、これか

らも社会の期待に応える監査法人であり続けるよう邁進していきます。



品質マネジメント本部長  
**平澤 優** Masaru Hirasawa

## 1-2. 職業倫理・独立性

### 職業倫理に関する規程の理解と遵守

RSMネットワークの一員として、RSM Ethics and Independence Policies (国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) が公表する倫理規程に対し、日本公認会計士協会の倫理規則で追加されている規定を追加したもの) を遵守して行動しています。RSM Ethics and Independence Policiesに基づき、当法人の全パートナー及び職員を対象として、入社時及び毎年7月1日の定期確認時に、職業倫理に関する方針及び手続を理解し遵守していることを確認するとともに、定期的に開催している法人全体研修において、職業倫理に関するコンテンツを受講することとしています。

### 独立性の確認

年次の独立性確認の手続として、日本公認会計士協会 (JICPA) から公表されている独立性確認チェックリストを用いた一斉確認を、毎年7月1日基準で実施し、当法人の全パートナー及び職員を対象に全ての被監査会社との独立性の阻害要因の有無を確認しています。確認書の回答率と認識された違反件数は以下の通りです。



個別の監査業務において、監査責任者は、当法人が定める独立性保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめ、監査調書に記録しています。また、後述のRSM InTrustを用いて、独立性の保持が要求される被監査会社及びその関連事業体を適時に検索・照会し、被監査会社及びその関連事業体に対して禁止される非監査業務の同時提供を防止しています。

独立性の検討に際し相談事項が生じた場合には、倫理独立性担当責任者のもとで、倫理独立性モニタリング室を設置しており、随時コンサルテーションを受けることができる体制となっています。個別の監査業務において、独立性に問題が生じた場合には、当該コンサルテーションの結果を記録し、審査により承認を受けることとなっています。また、必要に応じてRSM Internationalの事務局と課題を共有し、協議し、解決する仕組みとなっています。

### RSM InTrust

RSM InTrustとは、RSMが整備した全世界の被監査会社及びその関連事業体を登録したデータベースであり、RSMネットワークで共有しています。このRSM InTrustの登録の網羅性及び正確性を保持するため、倫理独立性モニタリング室においてモニタリングするとともに、RSM Internationalによるモニタリングも実施されています。当該モニタリングで問題又はその可能性が高いと判断される事象を識別した場合には、適時に是正することとしています。

### 業務執行パートナーのローテーション

監査業務の主要な担当者 (監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者) の長期間の関与に関して、公認会計士法等及び職業倫理に関する規程に含まれる独立性の規定を遵守するように、「担当者の長期間の関与に関する指針」において、大会社等及びそれ以外の監査業務における連続関与可能期間及び担当する役割に応じたクーリングオフ期間並びに状況に応じたセーフガード措置について詳細に定め、運用しています。また、倫理独立性モニタリング室において担当者のローテーションを管理しており、毎月のパートナー会議で審議することで、当該指針の遵守を確認しています。





## 1-3. 監査契約の締結

### 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しています。また、業務執行パートナーは、監査契約の新規の締結及び更新が、事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめています。

監査契約の新規の締結にあたっては、監査契約の新規締結審査に先立ち、「新規受嘱時の契約リスク評価に関する基本方針」に基づき、①倫理・独立性関係、②企業に関する情報及び③監査資源に関して一定の基準を設け、パートナー会議において検討すべき重要事項がないことを確かめています。また、当法人、全パートナー及びネットワーク・ファームが独立性を保持していることを確かめています。リスク評価にあたっては、業務の性質と状況、企業及び経営者の姿勢並びに不正リスク等の評価に加えて、リスク評価に関する定量的な指標を判断材料に用いて検討しています。

上記手続を経て、原則として上級審査会により、受嘱責任者及びその補助者が実施した契約リスクの評価に関して監査契約の新規締結審査を実施し、承認しています。

監査契約の更新にあたっては、当該監査業務の審査担当パートナーによる承認が必要ですが、一定の条件に照らし契約リスクが高い場合には、上級審査会による審査で承認します。

### 監査業務の引継

監査契約の新規の締結にあたって前任監査人がいる場合、監査チームは監査基準及び監査マニュアル等に基づき契約リスクの評価を行っています。また、前任監査人の監査調査の閲覧に関するチェックリストを整備するとともに、監査責任者は引継前に監査実施者と事前打ち合わせ等を行い、引継現場においても適宜指導を行っています。さらに契約受嘱審査及び期首残高審査において、監査チームが実施した監査業務の引継等に対する審査を実施するとともに、日常的モニタリングを実施しています。

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して監査基準及びファームポリシーに基づき適切に業務の引継を実施しています。

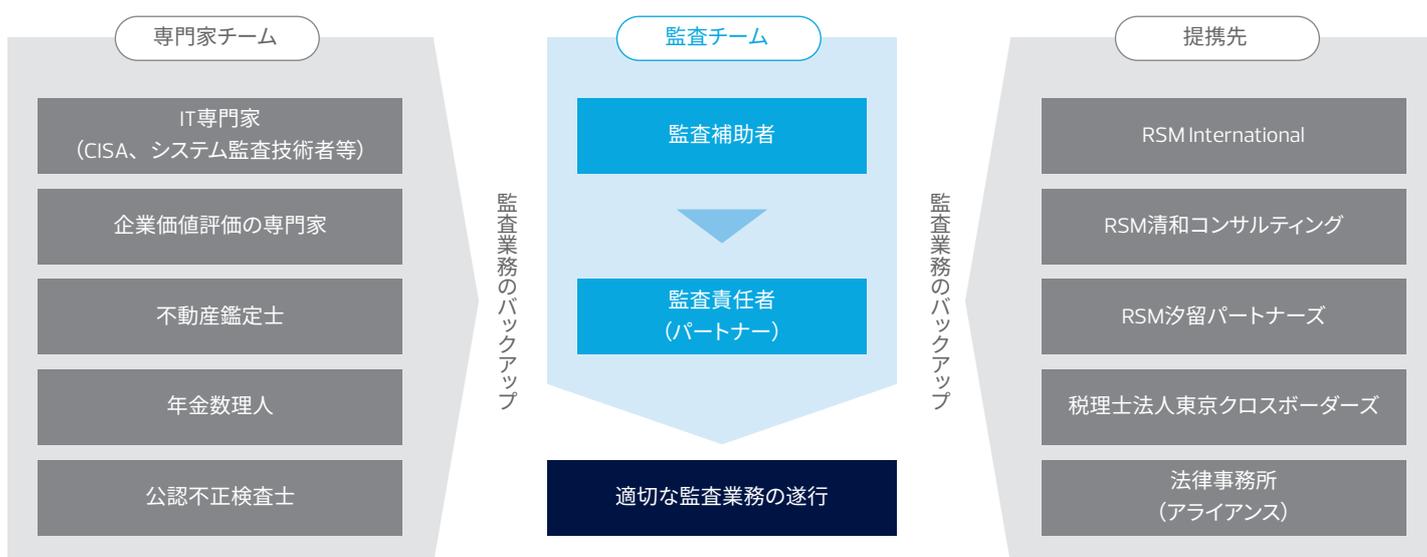
## 1-4. 監査チームの構成

監査チームは監査責任者とそれを補助する補助者より構成されます。監査責任者は監査意見を表明する際の最終責任者であり、被監査会社の監査業務の遂行を全面的に統括しています。補助者は、監査計画に基づき、監査現場での進捗管理や取りまとめを行う主査を中心に組織的な監査手続を実施し、監査責任者の意見形成を補助します。

監査責任者の選任は、その業務を遂行するために必要な能力、権限及び十分な時間を有していることを確認の上、割り当てています。そのため、監査責任者が、その責任を適切に果たすために十分な時間を確保できるよう、監査責任者の業務量及び稼働率を監視するプロセスを整備し、運用しています。

補助者の選任に当たっては、当該業務において求められる専門的知識や経験といった能力の他、業務に従事する継続性及び当該職員の他の業務内容との兼務状況といった要素を考慮し、割り当てています。

また、監査の特定分野において専門性を有する補助者による、高品質な監査を実現する体制を整えています。その他必要に応じて、RSMメンバーファームや提携関係にある外部の法律事務所の見解を求め、監査の品質を維持します。



## 1-5. 業務の実施

当法人は「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」との経営理念の下、高品質の監査を実施するためのポリシーを整備及び運用し、監査業務に取り組んでいます。

### グローバルポリシーに基づく監査

当法人は、RSMの一員として、RSM Quality Assurance and Risk Containment Policies (以下、「QARCポリシー」という。)に基づき、RSM Orb Global Audit Manual (以下、「RSM Orb」という。)の要求事項を遵守し、監査業務を実施しています。このRSM Orbは国際監査基準の要求事項に準拠しており、RSM固有のポリシーとガイダンスを含んでいます。当法人では、我が国における職業的専門家としての基準又は法令等の要求事項に従うために、RSM Orbを補足する目的で、別途、監査マニュアルを整備し、運用しています。RSMでは、CaseWare International Inc.が提供している電子監査調書システムCaseWare Working Papers (以下、「CW」という。)を全面導入し、RSMネットワークで共通のRSM Orbテンプレートを使用することにより、高品質かつ効率的な監査業務を実施しています。

### 監査チーム内のコミュニケーション

監査業務における監査責任者は、当法人を代表して、適用される職業的専門家としての基準及び法令等に従った業務の指示、監督及び遂行並びに状況に応じて適切な監査報告書を発行するための全体的な責任を有しています。この責任には、監査チームが担当する業務の状況を理解し、監査チーム内でオープンかつ強固なコミュニケーションを奨励し、不利益を被ることなく懸念を表明できるよう支援することが含まれています。この方針の下、当法人では、監査責任者は各監査現場に深く関与し、監査現場の情報の適時の共有や当法人の経営陣の考え方の浸透を図ることで、監査品質を重視する風土の浸透を図っています。また、監査計画策定時や期末監査開始時など監査期間を通じてチームミーティングを実施し、メンバー間で自由闊達な意見交換を行っています。業務の実施にあたっては、CWを利用することにより、リモート環境下でも複数の監査チームメンバーが同時に監査調書にアクセス可能となっており、適時適切な監査調書の査閲を実施しています。

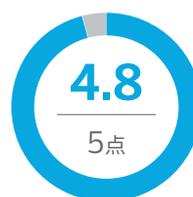
### 監査品質重視の組織風土を醸成するためのメッセージ

- ・年3回(延べ6~7日間)実施する法人全体研修において、理事長が法人の経営状況を共有したうえで、監査品質の向上に資するメッセージを発信
- ・理事長及び品質管理担当責任者が毎月メールにてメッセージを発信し、監査品質の重要性を繰り返し強調するとともに、当該メッセージの浸透の度合いを確認するためのアンケートを実施
- ・毎月開催するパートナー会議の決議事項や審議事項の概要と併せて、自らの経験や監査環境を踏まえた監査品質に関するメッセージを各パートナーが持ち回りで発信

### 全専門要員に対するアンケートの結果

理事長/品質管理担当責任者は、監査品質が最優先事項であるというメッセージを発信していると感じますか？

あなたは日ごろから監査品質を重視して業務を行っていますか？



### 監査現場以外での開放的なコミュニケーション

- ・各パートナー及び職員が業務の実施を通じて気づいた品質管理のシステム(監査マニュアルやテンプレートを含む)の改善提案について、マニュアル検討会議で協議
- ・ディスカッション形式で事例やケーススタディを用いたより深度ある理解につながる研修の実施
- ・法人インフラや福利厚生に関する職員からの改善提案を組織運営委員会で協議

## 被監査会社とのコミュニケーション

監査計画策定時に経営者等とのコミュニケーションを実施し、そこで理解した企業環境や経営方針を基にリスク評価を行い、監査計画に反映しています。上場会社の監査にあたっては、被監査会社の重要な事業部門の責任者とのコミュニケーションを義務付け、被監査会社が属する業界及び事業運営に対する理解を深め、より質の高い監査手続の立案実施を実現します。

また、監査役等に対しては、当法人の品質管理態勢について監査契約の新規の締結又は更新時や個々の状況に応じて適時に伝達するとともに、監査計画や監査結果、不正リスク対応、監査上の主要な検討事項(KAM)等に関してコミュニケーションを実施することにより、監査役等との適切な連携を通して緊張感のある協力関係を築くこととしています。

## 不正リスクへの対応

当法人では、不正リスクへの対応として、QARCポリシー及び監査マニュアルに方針及び手続を規定しています。具体的には、不正に関する研修の実施、不正リスク評価のための監査チームにおける対応、不正に係る専門的な見解の問合せ先の設置、不正リスクに対応した審査体制の構築などです。不正に関する研修は、公認会計士・監査審査会(CPAAOB)の検査結果事例集、日本公認会計士協会(JICPA)から出されている監査提言集及び品質管理レビューの改善勧告事例集などを題材としたケーススタディをディスカッション形式で定期的実施しています。

不正リスク評価にあたっては、被監査会社において起こり得る具体的な不正の態様(不正シナリオ)を想定し、それに対して十分かつ適切な監査証拠を入手できる監査計画を立案する必要があります。当法人では、不正リスクの検討にあたり、監査チームにおいてディスカッションを実施し、被監査会社の商流や取引形態を理解した上で不正リスク要因を分析し、具体的な不正シナリオを想定して監査計画を立案し実施しています。

実際に不正事案に遭遇した場合には、専門的な見解の問合せの助言者として公認不正検査士及びフォレンジック実務経験者が関与し、不正の防止・発見・抑止の専門家としての知見に基づく適切なアドバイスを得られる体制となっています。また、合議制の上級審査会による審査を実施し、監査チームの当該不正事案にかかるリスク評価及び実施したリスク対応手続の妥当性を検討します。

なお、不正リスク対応基準が適用される業務においては、契約の新規締結の可否を上級審査会で審議することとしています。

## KAMへの対応

2021年3月期から上場会社等の監査報告書に監査上の主要な検討事項(KAM)の記載が要求されています。当法人では、KAMの決定と監査上の対応が漏れなく実施されるように調書様式を整備し、計画審査及び意見審査において審査担当パートナーがその内容を審査しています。また、監査報告書にKAMを記載しない場合は上級審査を受審し、会社の状況に照らし、その判断の妥当性を検討しています。

KAMの適用初年度は、複数回にわたり研修を実施するとともに、上場会社を担当する監査責任者及び主査を対象とした意見交換の場を設け、監査役等とのコミュニケーションの時期及び内容、KAMの候補及びその理由並びに未公表情報の記載の有無などを確認しました。また、KAMの草案について品質マネジメント本部による事前レビューを実施し、KAMの選定理由及び実施した監査手続の記載が適切かどうか確認しました。

適用2年目以降も引き続きクオリティサポート室による相談対応や審査での重点確認を実施しています。また、金融庁や日本証券アナリスト協会が公表する事例集等を周知・共有し、より良いKAMの記載に向けて継続的に取り組んでいます。

なお、日本証券アナリスト協会が公表した「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項(KAM)の好事例集2023」に当法人の事例が紹介されています。

## 監査調書の管理及び保存

2023年3月期の監査業務から、監査調書を紙媒体のものから電子監査調書であるCWへ全面移行しており、CWのアーカイブ処理により監査ファイルの最終的な整理を完了させています。また、監査ファイルの最終的な整理の期限を監査報告書日後60日以内とし、CWのアーカイブ処理が期限内に行われるよう、監査業務管理室がモニタリングしています。また、アーカイブしたCWファイルは情報システム部門の特定の担当者のみがアクセスできる専用サーバーで保管しており、監査調書の不適切な修正又は追加を防止するための措置を講じています。

## 1-6. 監査チームの支援

高品質な業務の実施を実現するために、以下の体制で監査チームの業務をサポートしています。

### 監査マニュアル・ツールの開発

各現場から寄せられた品質管理システムの改善提案を、監査業務支援部クオリティサポート室が開催する会議において検討し、監査マニュアル・ツールに反映しています。監査品質の向上に貢献する提案を表彰する仕組みを設けることで積極的な改善提案を推奨する風土を醸成しており、改善提案は監査アシスタントを含むすべてのパートナー及び職員から寄せられます。また、会議には誰もが参加可能であり、忌憚のない意見交換がなされます。会議によって決議された事項は電子メールで周知するとともに、定期的で開催している法人全体研修において改めて共有しています。

### 会計情報トピックスの提供

監査業務支援部クオリティサポート室が企業会計基準委員会（ASBI）や日本公認会計士協会（JICPA）等から公表された会計又は監査に関する基準等やその改正並びに金融庁から公表される不正事例等の調査を行っており、会計情報トピックスとして毎月情報発信しています。この調査の過程で、品質管理システムに影響を与える職業的専門家としての基準及び適用される法令等の改訂をキャッチアップした際には、法人としての規程の改訂や監査ツールの開発を行います。外部への情報提供の機会として、当法人のウェブサイトを通じて2015年7月より「Seiwa Newsletter」を発行しており、2024年4月でVol.100を掲載するに至りました。今後も会計や税務に関連するさまざまなトピックスの情報提供に取り組んでまいります。

### 各種相談窓口の設置

監査基準や監査マニュアル・ツールについての質問事項は、監査業務支援部クオリティサポート室にて適宜受け付け、速やかに回答することで、監査業務を円滑に進めることに寄与しています。会計基準の解釈や会計上の論点は、監査業務支援部調査研究室が対応しますが、特殊な事案に限らず、気兼ねなく相談できる窓口を会計の領域や会社の所属する業種・業態ごとにリスト化し、職員へ周知しています。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項については、専門的な見解の問合せとして監査チームから調査研究室に対して寄せられ、問合せ内容に応じて対応チームを組成し、導いた見解を迅速に監査チームにフィードバックする仕組みとなっています。調査研究室に寄せられた事案は一般化したうえでデータベース化し、法人のノウハウとして蓄積しています。弁護士や年金数理人、不動産鑑定士など外部の専門家とも提携しており、監査チームが困難な状況に遭遇した場合でも適切にサポートできる体制を構築しています。

## IFRSへの対応

IFRSへの対応として監査業務支援部IFRS室が中心となり活動しています。具体的な活動は、以下の通りです。

- IFRS会計基準やRSMから提供される関連情報の検討
- IFRSに関する主なトピックについての法人内への周知
- IFRS Newsletterの発行
- IFRS適用会社の監査業務で使用する監査ツールの開発
- IFRSに関する相談窓口

当法人が監査を実施するIFRS適用上場会社は3社です。IPO準備会社をはじめとする非上場会社でもIFRSの適用が増加しており、万全の体制でIFRS適用会社をサポートしています。

## ITへの対応

多くの企業では、取引の開始から記録、処理、報告に至るまでの手続や財務諸表に含まれるその他の財務情報の作成過程にITを利用しています。ITの利用から生じリスクに適切に対応するため、公認情報システム監査人等の専門家を擁するIT監査室を設置し、対応しています。RSMのポリシー上、監査業務の遂行においてIT専門家を積極的に利用することとしており、監査チームにてIT専門家の関与がどの程度必要かの確認も含め、相談できる体制を整備しています。

## IPO業務への対応

IPO企業は様々な成長ステージにあり、それぞれ必要とする監査法人の役割は異なります。当法人では、IPO支援室を設け、IPO企業を担当する専門要員をサポートしています。IPO支援室では、勉強会を実施して担当者の知識を蓄積するとともに、IPOに関する情報を共有することで、クライアントサービスと質の高い監査を実現します。

## その他の監査業務サポート

上記に掲げる体制のほか、開示事例検索データベース、基準・法令検索エンジン、業界分析に有用な企業情報、市場データ及び業界レポート等のデータベースを提供するベンダーと契約しています。これらを監査実務で活用することにより、監査の品質及び効率性を高めています。

## 1-7. 審査

### 審査対象

原則として、全ての監査業務について監査計画及び監査意見の形成のための審査を実施することとしています。なお、大会社等以外の監査業務で、監査報告の対象となる財務諸表の社会的な影響が小さく、かつ、監査報告書の利用者が限定されている監査業務のうち、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）である監査業務については審査を実施しないことができるものとしています。

### 上級審査制度

審査は、監査関与先ごとに選任された審査担当パートナーにより実施しますが、重要な事項については、合議制の上級審査会による審査を受審しなければならないこととしています。

### 審査担当パートナーのローテーション

審査担当パートナーについても、業務執行パートナーと同様に担当業務ローテーションの対象としており、「担当者の長期間の関与に関する指針」において連続関与可能期間及びクーリングオフ期間を定め、運用しています。

### 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違がある場合には、上級審査会において解決を図ることとしています。なお、判断の相違が解決しないまま、監査報告書は発行できないこととしています。

## 1-8. 品質管理システムのモニタリング

### リスクモニタリング制度

上場会社を対象に被監査会社の基本情報（業種、業界慣行、定量分析指標等）や対象期のトピック、監査チームの体制等を把握し、監査チームへのヒアリングや下記の内部・外部レビュー等の結果等も加味して、監査業務のリスクを評価するリスクモニタリングを実施しています。

相対的にリスクが高いと評価した監査業務については、リスクモニタリング室において、識別されたリスクに応じて監査チーム体制の充実や組織的なサポートの要否等を検討しています。

### 監査業務実施中のレビュー

進行中の監査業務に対して、不正リスク、収益認識及び会計上の見積りなどの重要項目をモニタリングする「ホットレビュー」を実施しています。監査業務実施中に監査手続の立案及び実施状況を確認して問題点や課題を早期に発見し、適時に是正することで、後述の事後的な検証と併せて監査品質向上の実効性を高めています。

レビューの対象業務及び対象項目はリスクモニタリングの結果等を踏まえ選定しており、クオリティレビュー室において選任されたレビューアーが、監査計画の立案や期末監査の段階において、監査チームに対して監査業務における課題をタイムリーにフィードバックし、監査チームが策定した課題に対する対応策の実施までフォローしています。

## 監査業務終了後の事後的な検証

監査業務の事後的な検証手続として、「定期的検証」を実施しています。定期的検証は、日本公認会計士協会の倫理規則で定める大会社等を対象として、3年を超えないサイクルで1人の監査責任者に対して少なくとも1つの監査業務が検証対象となるように監査業務を選定したうえで実施しています。不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査業務における不正リスクへの対応状況について、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめています。

検出事項については、対象業務の監査チームがまず原因分析及び改善計画の策定を行い、クオリティレビュー室が査閲のうえ、パートナー会議に報告し改善措置を講じます。

なお、定期的検証において監査意見に重要な影響を及ぼす事項は検出されていません。

### 定期的検証の実施結果

	2023年度	2024年度
対象監査業務数	4業務	5業務
パートナーカバー率	44%	45%
重要な発見事項がない 監査業務の割合	100%	100%

## Global Inspection

Global Inspectionは、RSMネットワークに加盟するファームがRSMネットワークのポリシーに沿って監査を含む各サービスの品質を維持、向上させること目的として、RSM International Limitedが各ファームの品質管理のシステムをレビューする制度です。この制度は毎年実施され、各ファームは実施した定期的検証や日常的なモニタリングの状況をRSM International Limitedへ報告し、Inspection Teamによるレビューを受けます。また、原則3年に1回はInspection Teamがレビュー対象となるファームを訪問し、各個別業務の実施状況や法人全体の品質管理の状況を直接レビューします。

なお、直近2事業年度において、RSM International LimitedからRSMネットワークのポリシーに対する重要な違反等の指摘は受けておりません。

## 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビューは、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度で、通常レビューは原則として3年に1度実施されます。監査法人の品質管理システムの整備及び運用の状況が確認された結果、改善が必要と認められた場合は、改善勧告が行われ、改善状況の報告が求められます。

当法人が直近2事業年度においてJICPAから受けた処分その他の措置はありません。

なお、上場会社と監査契約を締結する監査事務所の監査品質の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するための「上場会社等監査人登録制度」に基づき、2024年7月に登録の審査のためのレビューを受けています。その後、外部有識者等で構成される登録審査会を経て、2024年8月8日に上場会社等監査人として本登録されています。

## 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受け、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査法人の業務運営が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査法人への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査法人の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により監査法人に対して通知し、改善を促します。監査法人の運営が著しく不当と認められた場合は、CPAAOBは必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

当法人が直近2事業年度において金融庁から受けた行政処分その他の措置はありません。

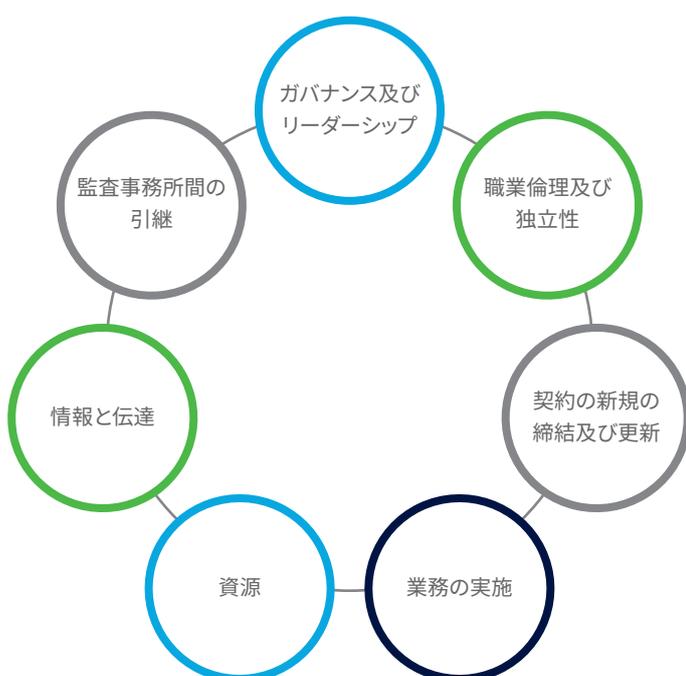
## 改善施策の実施

上記のモニタリングを通じて発見された不備事項等については、監査チームが是正措置を講じ、クオリティレビュー室がその実施状況を確認しています。また、組織的な対応を図るうえで、共通原因や根本原因までさかのぼって不備事項の原因を分析し、法人全体としての改善施策を策定、実行することで、監査品質を強化しています。

## 1-9. ISQM1、改正品質管理基準への対応

2022年6月16日付で、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」が改正され、国際的な品質マネジメント・アプローチが導入されました。当法人では、RSM Internationalが、国際基準である国際品質マネジメント基準第1号 (ISQM1) を2022年12月15日に適用することに伴い、この改正品質管理基準を2023年1月1日以降に開始する事業年度の監査業務から適用しています。

当法人は、同基準において求められている以下の構成要素について品質目標を設定しています。また、品質目標に対するリスクを識別し、当該リスクの評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定めています。



品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握し、また、識別した不備に対処するためのモニタリング及び改善プロセスを整備し、運用しています。

当法人は、2024年6月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。



## 2. 組織・ガバナンス基盤

### 2-1. ガバナンス体制

当法人のガバナンスは透明性を重視し、出資者であるパートナー全員が参加する最高意思決定機関であるパートナー会議を中心に構築されています。また、理事会を設置し、理事長の選任・解任及びパートナーの評価等を決定しています。

そのほか、日常の業務運営については、各事務所ごとのパートナー会議や各部署に権限を適切に委譲し、運営する体制となっています。

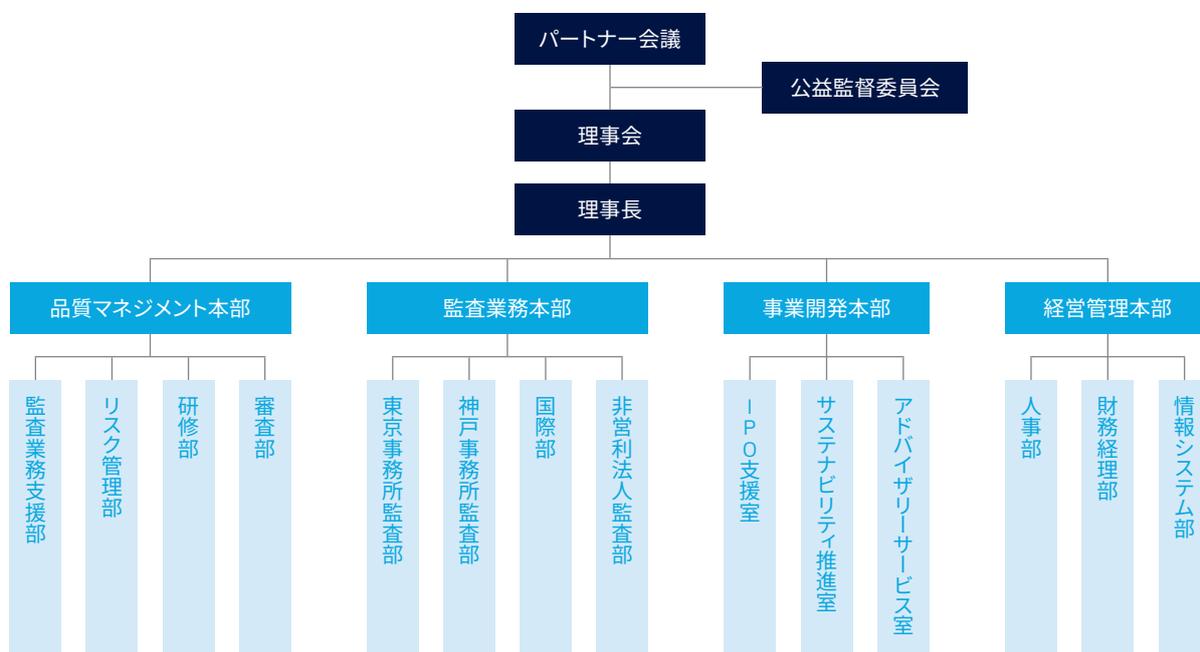
なお、当法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用し、法人運営を全体的に監督、評価するために公益監督委員会を設置し、外部の知見を活かし経営の健全化を図っています。

### 2-2. 組織図

当法人では、品質マネジメント本部、監査業務本部、事業開発本部及び経営管理本部を設け、パートナー会議の決定に基づき日常の業務運営を行っています。さらに、各本部の下により特定の課題について対応するための部門・組織を設けて日々の課題解決にあたっています。

各部門・組織においては、適材適所に人材を選任及び配置しており、関連に議論がなされる組織運営に努めています。当法人では若手の職員が希望する各部門・組織に所属することができ、多様な意見を吸い上げる場所としての機能も持ち合わせています。

組織図 (2024年6月現在)





## パートナー会議

パートナー会議は当法人における最高意思決定機関であり、全パートナーにより構成されており、原則全パートナーが出席のもと、月1回実施し、必要に応じて臨時のパートナー会議を開催しています。

パートナー会議では「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」という経営理念を常に意識し、監査品質に関する事項、経営に関する事項、人事に関する事項など当法人を取り巻く多岐にわたる議題について時間を十分にかけて議論を実施しています。パートナー会議においては闊達な議論が行われるように配慮し、各パートナーが十分に意見を発言できるように時間を確保して開催しています。

## 理事会

理事会は理事たるパートナーで構成され、理事長及び代表パートナーの選任・解任並びにパートナーの評価をパートナー会議から付託されています。理事はパートナーの中から、経験、法人歴等を考慮してパートナー会議の決定により選任しています。



## 事務所ごとのパートナー会議

当監査法人は東京と神戸の2拠点にて構成されていますが、より適宜にそれぞれの課題に対応するため、事業所ごとのパートナー会議を実施しています。そこでは、監査品質を支えるための具体的な監査チーム構成の決定、人事及び採用、新規契約の検討などを実施しています。

## 理事長

理事長はパートナー会議及び理事会の定めにより委譲された権限に基づいて、当法人を代表し、当法人の業務を執行します。

また、理事長は、品質管理に対する最高責任者として法人運営の各場面でリーダーシップを発揮するのみならず、全パートナー及び職員（非常勤職員含む）に対してメッセージを月に1回メールにて発信するとともに、法人全体研修において講和を実施するなど、全構成員に対して監査品質の重要性や最新の経営状況等について共有を図っています。



## 理事メンバー



理事長

**戸谷 英之**

Hideyuki Totani

2002年 3月 早稲田大学政治経済学部卒業  
2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所  
2004年 3月 早稲田大学大学院商学研究科修了  
2007年 7月 RSM清和監査法人パートナー就任  
2016年 7月 RSM清和監査法人統括代表社員就任  
2021年 7月 RSM清和監査法人理事長就任(現任)



理事

**坂井 浩史**

Hirofumi Sakai

1993年 3月 同志社大学経済学部卒業  
1994年10月 中央監査法人入所  
2010年 6月 RSM清和監査法人パートナー就任  
2016年 7月 RSM清和監査法人シニアパートナー、  
神戸事務所長就任(現任)  
2019年 7月 日本公認会計士協会理事就任(現任)  
2021年 7月 RSM清和監査法人理事就任(現任)  
2022年 7月 日本公認会計士協会兵庫会会長就任(現任)



理事

**藤本 亮**

Ryo Fujimoto

1996年 3月 大阪市立大学経済学部卒業  
1995年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所  
2005年 8月 株式会社イマージュ・ホールディングス代表取締役社長  
2008年 1月 RSM清和監査法人パートナー就任  
2016年 7月 RSM清和監査法人シニアパートナー就任(現任)  
2021年 7月 RSM清和監査法人理事就任(現任)



理事

**笈 悦生**

Etsuo Kakehi

1989年 3月 慶應義塾大学商学部卒業  
1991年 3月 早稲田大学大学院商学研究科修了  
1991年 8月 大原簿記学校公認会計士課専任講師  
1992年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所  
2004年 3月 RSM清和監査法人設立、代表社員就任  
2021年 7月 RSM清和監査法人理事就任(現任)

## 2-3. 公益監督委員会

当法人では「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に従い、外部有識者及び理事長で構成する公益監督委員会を設置しています。

監査法人に求められる社会的責任が高まる中、法人経営機能の強化に合わせ、その実効性について監督・評価することで、より透明性の高い法人運営態勢の構築に努めています。具体的には、公益監督委員会を原則月1回開催し、監査法人のガバナンス・コード原則3指針3-3に示されている項目を中心に、外部有識者の持つ他の監査法人や行政機関等における組織的な運営の経験及び高度な監査に対する知見をもって、市場から期待される公益的な観点から法人運営の様々な事項について助言・提言等を受けています。また、監査の品質管理、経営状態、人材育成、人事評価及び国際基盤等の事務所運営全般について議論するほか、被監査会社の経営者及び監査役等との意見交換も実施しています。なお、公益監督委員会がその機能を実効的に果たすことができるように、公益監督委員会の運営を補佐するスタッフを選任し、パートナー会議での報告や審議に用いた資料等、必要な情報を適時かつ適切に公益監督委員へ提供できる環境を整備しています。



開催回数

7回

2024年1月～6月実績

(※2024年1月より公益監督委員会を設置)

### 公益監督委員会の構成員

外部委員	木下 俊男
外部委員	高 秀樹
内部委員 (理事長)	戸谷 英之

#### ※公益監督委員の独立性に関する考え方

公益監督委員の選任にあたっては、会社法の社外役員や東証上場規程の独立役員の考え方に準じた独立性の確保が図られていること、当法人及び被監査会社との利益相反関係や独立性の懸念を抱かせる状況がないことを確認しています。

外部有識者たる委員の氏名及び略歴は以下の通りです。

#### 木下 俊男 氏 (公認会計士・税理士・米国公認会計士)

クーパースアンドライブランドジャパン (現 PwC Japan 有限責任監査法人) に入所後、米国クーパースアンドライブランド及び米国ブライズウォーターハウスクーパースのパートナーを歴任。その後、初代の日本公認会計士協会専務理事に就任。同協会専務理事退任後はグローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社の代表取締役社長、企業の顧問及び上場企業の社外役員を歴任。

#### 高 秀樹 氏

国税庁 (その後、大蔵省に転籍) 入庁後、渋谷税務署副署長、静岡県副知事、財務省主計官、北海道財務局長などの官職を歴任。財務省退官後は民間企業の代表取締役社長、企業の顧問及び上場企業の社外役員を歴任。

## 2-4. 非監査業務の提供方針

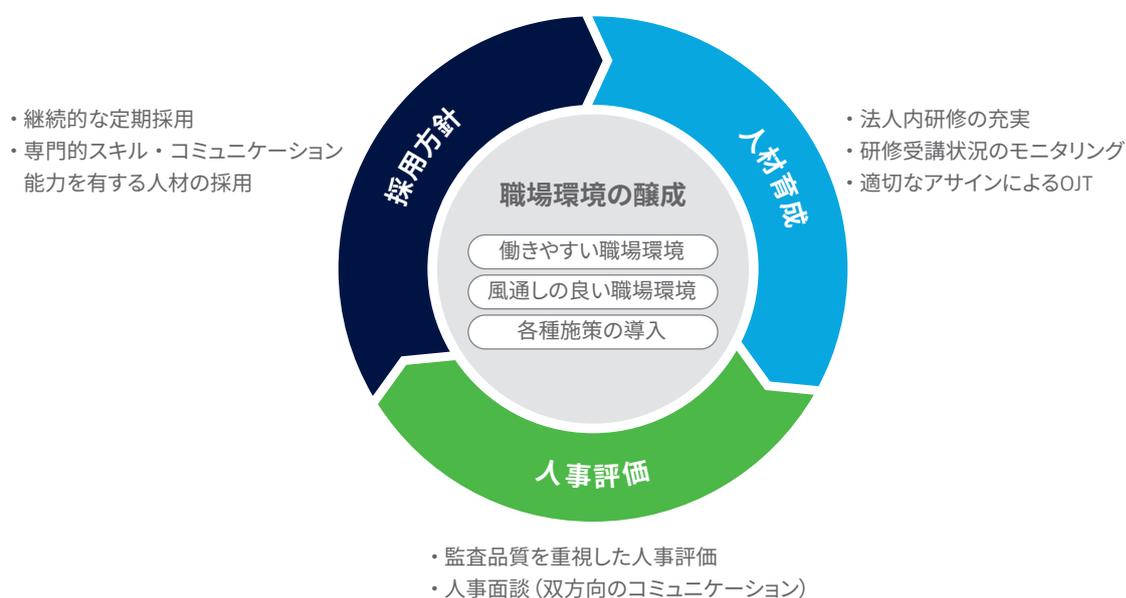
非監査業務は公認会計士としての会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会になると考えています。一方で、当法人は監査の品質を維持することを最優先にしています。そのため、非監査業務は限られた人的資源の中で、監査品質を損なわない範囲において受嘱する方針としています。

なお、当法人の提供している非監査業務の大部分はリファーマル業務、IPOに向けたショートレビュー及び内部統制構築支援等の会計監査と関連性が強いものを中心となっています。

### 3. 人的基盤

IT技術の進化に伴い取引は多様化・複雑化しており、また、クライアントにおける企業再編など、監査法人を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。環境変化を的確に把握し、高い監査品質を維持し資本市場に貢献していくためには、専門性を有し多様性に富むバックグラウンドの人材を確保していくことが重要な経営課題であると認識しています。

そのため、クライアントの規模・属性に応じた適切な専門職員のアサインメントを可能にすべく定期・中途採用を継続的に行うとともに、入所後の研修を充実させ、人事評価における双方向のコミュニケーションを通じて、真のプロフェッショナルの育成に取り組んでいます。



### 3-1. 採用方針

より高品質な監査を実施するためには職業的専門家としてのスキルが必要となります。一方で、優秀な人材であってもモチベーションが下がらない環境下ではそのパフォーマンスも制限されるものと考えており、採用においては、「他人を思いやり」「敬意を払い」「良好な職場環境」の構築に資する人柄であるかを特に重視しています。また、公認会計士だけでなく、米国公認会計士やIT専門家など多様な人材を採用していますが、高品質な監査の実施を担保するためには、監査法人の業務に専念することが望ましいと考えており、当法人においては職員の兼業を制限しています。

新規入所者の入所後のフォローについても力を入れており、具体的には、入所1か月後、3か月後のそれぞれにパートナーとの個別面談の時間を設け、困っていることがないかなど双方でコミュニケーションを図っています。

#### 定期採用

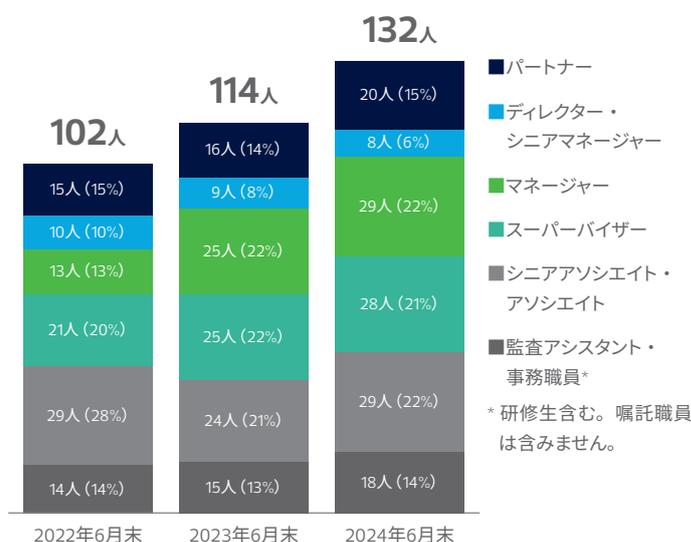
毎年度、公認会計士試験合格者を中心に定期採用活動を行っています。採用者の平均年齢は20代ですが、年齢にとらわれず人柄や経歴を十分に勘案の上、新規採用者を決定しています。業界的な人手不足を背景として、人員の拡充を重視すべき局面である一方、監査品質は実際に現場で監査を行う一人一人のスキルに大きく影響をうけることから、原則として毎年目標採用者数を少数に絞り、責任をもって管理・教育できる範囲で採用活動を行っています。

#### 中途採用

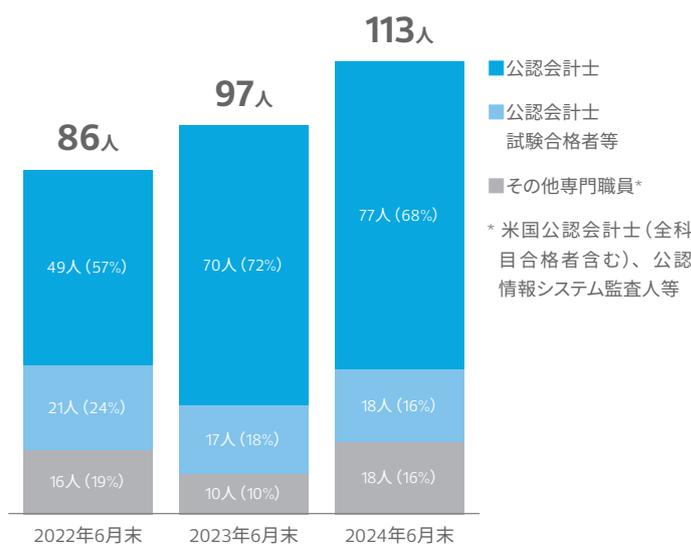
年間の予算計画における採用人数をもとに、クライアントの新規受嘱・解約状況を勘案し採用活動を行っています。当法人は、高い監査品質を維持するため、公認会計士資格保有者に限らず、海外業務に対応するための米国公認会計士やIT監査に対応するための公認情報システム監査人など、専門的スキルを有する人材の採用を積極的に行っています。また、専門的スキルのみならず、クライアントからの情報収集能力や監査チーム内でのコミュニケーション能力を有するかという視点も重視し採用活動を行っています。

さらに、女性活躍の機会を確保する観点から、子育てと仕事の両立に不安を抱える女性会計士に対しては柔軟な働き方を提案しています。

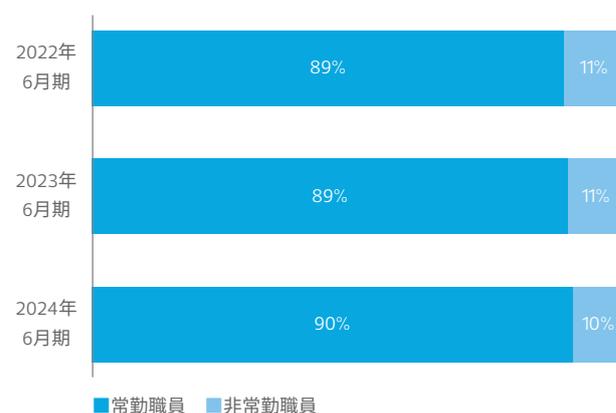
職階別人員数推移



資格別人員数推移



常勤・非常勤別関与時間割合



## 3-2. 人材育成

当法人では品質及びリスク管理ポリシー（QARCポリシー）の要求事項に沿って、品質マネジメント本部直下に研修部を設置し、定期的を開催する会議において、研修計画や研修カリキュラムの策定、研修会の運営、研修の出席状況及びCPD（継続的専門能力開発）の履修状況の管理を行っています。全ての専門職員を対象とする全体研修、職階毎の階層別研修に加えて、インサイダー取引規制、その他コンプライアンスの研修については監査アシスタントや間接部門を含む全職員に受講を義務付けています。

また、監査品質を重視する組織風土の醸成に向けて、理事長及び品質管理担当責任者がそれぞれ全職員向けに月次でメッセージを配信し、当該浸透度に関するアンケートを収集することで、法人理念の浸透や品質管理に関する意識付けを図り、評価を行っています。

### 法人内研修

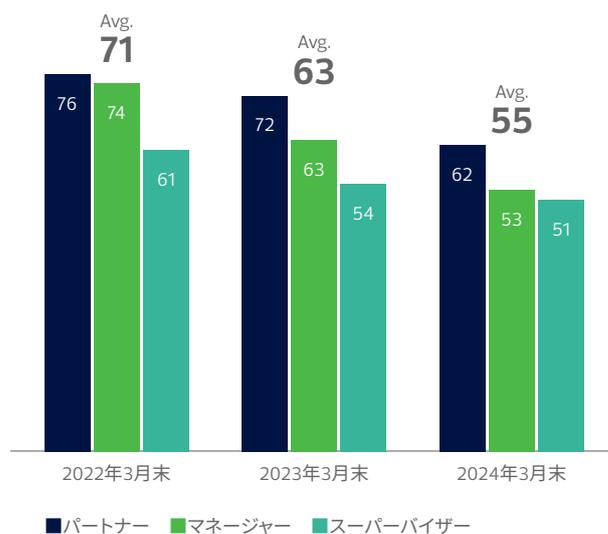
CPD制度に関連して、年間で50単位以上の取得を達成する研修計画を立案、実施しています。研修コンテンツは監査の品質及び不正リスク対応、職業倫理、税務等の専門領域からIFRS、IPO、ビジネススキルまで多岐に渡りますが、特に若手向け研修ではディスカッション形式を多く取り入れることで出席者の主体性、協調性及び問題解決力の向上に努めています。研修終了後には、受講者の理解度に関するサーベイを実施し、その結果を受け、研修部会議において新たなカリキュラムやアクションプランを検討しています。

また、当法人の独自の取組として、日本公認会計士協会等が主催する研修会にマネージャー以上の職階の者が参加し、その内容を協会研修受講報告書に記載して事務所にフィードバックする制度を設けており、年間20単位以上の外部研修会の状況について研修部でフィードバックを受け、必要に応じ、法人内研修において取り扱う等の対応を行っています。

### アサインメント

1. 監査補助者の選任に当たっては、当該業務において求められる専門的知識や経験といった能力の他、業務に従事する継続性及び当該補助者の他の業務との兼務状況といった要素を考慮し、担当クライアントを割り当てています。上場会社の主査については、原則として1人あたりの担当会社を1社とすることで、よりクライアントビジネスを理解した深度ある監査の実施を確保しています。
2. 若手スタッフは経験豊富な会計士と同じチームにアサインすることでOJTの実効性を高めています。加えて、会計士試験合格者等を対象にメンター制度を導入し、日々の業務相談について適時適切に上長がフォローできる体制を整備し、運用しています。

### CPD平均取得単位





### 3-3. 人事評価

当法人では、パートナー・職員それぞれについて考課項目を設定し、監査品質を重視した人事評価を行っています。人事評価は年1回の頻度で実施するとともに、期中段階においても、各職員の目標達成度やアサインへの要望などを確認するため面談を実施しています。

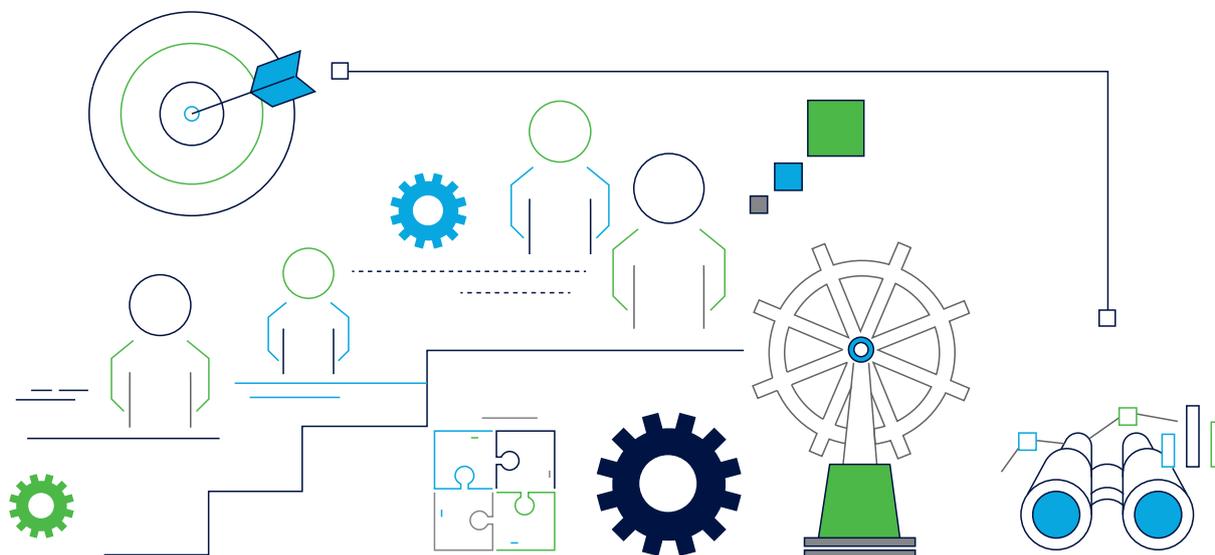
人事評価結果は、パートナー会議で協議することで公平性を確保し、最終的な人事評価結果を職員にフィードバックし人材育成につなげるとともに、人事評価面談では職員からの意見に真摯に耳を傾け、必要に応じて法人運営に反映しています。

#### パートナーの評価

パートナーの人事評価については、「監査品質管理」を最重要評価項目として設定し、その他「組織運営」「業績貢献度」を考慮し、理事会にて人事評価を行っています。監査品質管理に重点を置くため、公認会計士協会の品質管理レビューや公認会計士・監査審査会の検査結果などもパートナーの人事評価に反映させています。

#### 職員の評価

職員の人事評価については、「会計監査の知識」「品質管理活動への貢献度」「業務遂行能力」「コミュニケーション力」「ビジネススキル」「勤務姿勢」の6つの視点で職階毎に求められる期待・役割を設定し、当該評価項目に基づき人事評価を行っています。その中でも監査品質を重視した人事評価を行うべく、「会計監査の知識」「品質管理活動への貢献度」の評価結果に特に留意し昇格・昇給等の処遇を決定しています。



### 3-4. 職場環境の醸成

当法人では、執行側での意思決定に基づき法人運営を行うことを基本としつつ、各種面談やアンケート結果から職員の意向を把握し、必要に応じて法人運営に反映させることで働きやすい職場環境の醸成に取り組んでいます。職員の意向を法人運営に取り込んでいくことで、職員が発言しやすい職場環境（＝風通しの良い職場環境）の醸成にも繋がっています。多様なバックグラウンドを有する職員がプライベートと仕事の両立を可能にし、常に最高のパフォーマンスを発揮できるように以下のような各種施策を導入しています。

#### 職場環境の醸成のための主な施策

##### 組織運営委員会の設置

法人のインフラ整備等に関して全職員から常時意見を収集し若手職員を中心に協議する組織体を設置しています。

##### テレワークの推奨

当法人はテレワークを推奨しており、自己研鑽のための時間を確保し専門的スキルの向上が可能な職場環境を整備しています。

##### 自己啓発支援制度

自己啓発に要した費用の一部を法人が負担することで、職員の専門的スキルの向上や健康維持を図っています。

##### 育児休暇制度

育児休暇制度の取得を推奨しており、男女問わず取得実績があります。

##### ES調査

職員の満足度を把握し、法人運営上の課題の有無を検証しています。

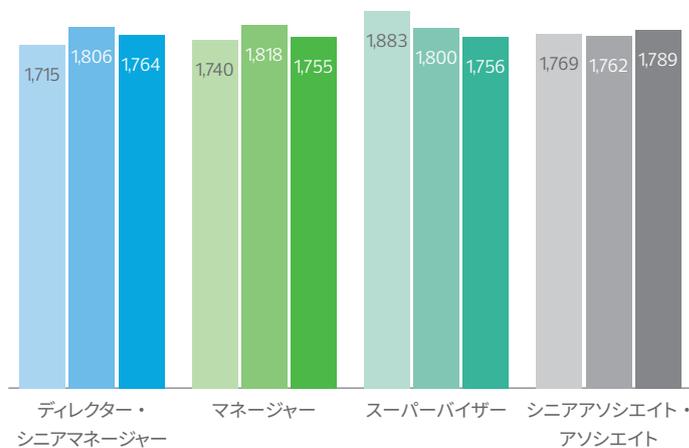
##### 残業時間モニタリング

毎月のパートナー会議で過重労働の有無を把握し、職員の健康維持を図っています。

職階別平均執務時間

(単位：時間)

(左：2022年6月期／中：2023年6月期／右：2024年6月期)



# 4. IT基盤

## 4-1. IT環境の今

近年の企業活動におけるITの利用は増々拡大しており、通信速度の高速化による大容量のデータ通信も可能となるなど、その利便性がクローズアップされる一方で、通信機器や通信回線に存在する情報量が増加し、これまで以上に機密情報がデータ化されデータベースとして蓄積されていく環境においては、情報漏洩やサイバーセキュリティのリスクも拡大しています。監査を取り巻く環境でも同様に、効率的かつ効果的な監査の実現には、ITの活用が必要不可欠であると考えています。

当法人では、中小監査事務所をリードする法人として、また監査クライアントからの信頼を獲得するために、法人内の情報セキュリティに係る整備及び評価を継続して行い、迅速な意思決定における積極的なIT投資を実施することで、IT技術の発展が著しい環境の中で求められる情報セキュリティのレベルを常に一定水準以上に維持し、情報漏洩やサイバーセキュリティリスクの低減に努めています。

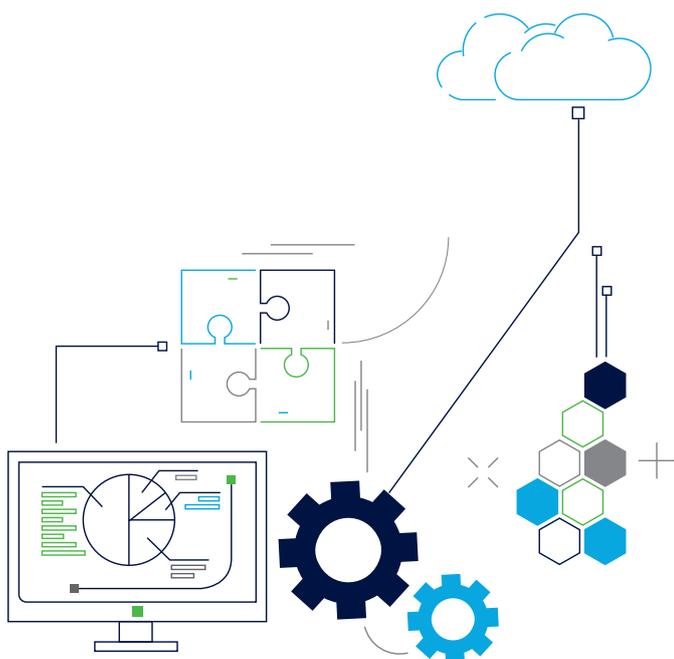
## 4-2. 情報セキュリティマネジメント

当法人では、すべてのパートナー及び職員が情報セキュリティの重要性を認識し、遵守すべき方針として、セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティガイドライン等を定めており、監査という社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といったリスクを低減するために必要となるセキュリティ対策を実施しています。情報セキュリティマネジメントは、IT技術の進歩や法人規模に応じて、継続したモニタリングによる最適化が常に求められると考えています。ITに係る情報収集や法人内外の状況を正しく認識することで、時代に即した情報セキュリティマネジメントの仕組みが構築できるように取り組みます。

### IT投資

	IT投資額比率*	売上高に占めるIT投資額割合
2022年6月期	3.16倍	4.9%
2023年6月期	5.75倍	6.9%
2024年6月期	3.88倍	4.5%

\* 電子監査調査システムの導入やISO/IEC27001認証取得直前の2020年6月期を基準とした比率



### 4-3. IT基盤の整備

IT基盤やITツールへの投資には、その目的や役割に応じたコストが掛かります。当法人では、IT投資の最適化の観点からシェアリングエコノミーとして、投資コストを複数法人で共有する仕組みを導入しています。具体的には、合同会社監査D&Iコンソーシアム(ADIC(\*1))に出資を行い、運営に参画するとともに、ADICが中小監査法人向けに提供しているIT基盤及びセキュリティプラットフォームの仕組み(Audics)を導入しています。Audicsの環境では、VDI環境への多要素認証、ウィルス対策ソフト及び通信監視サービス等を含むセキュリティ対策を構築しています。

また、効果的かつ効率的な監査品質の向上を目的として、将来Audicsの環境で提供される先進的なITツールの利用など、Audics導入によるメリットを享受してまいります。

\*1：ADICは電子監査調書システムの導入を含む中小監査法人のデジタル化の強化とDX推進に寄与するためのプラットフォーム提供を目的として設立された法人です。

### 4-4. 電子監査調書の利用

RSMグループでは、RSMの監査メソッドロジー(RSM Orb)を組み込んだ電子監査調書システムであるCaseWare Working Papers(\*2)を、すべての監査業務に導入しています。RSMメンバーファームのすべてが同監査調書システムを使用することで、一定水準の監査品質をグローバルで保証しています。また、AudicのVDI環境でCaseWare Working Papersを使用することで、リモートワークにおいてもセキュアな監査環境による監査調書の作成が可能となり、さらに適時な監査調書の査閲及び調書の管理が可能となるため、効率的な監査業務の実施に貢献しています。さらに、ノートパソコンのローカルにクライアントデータが保存されない仕組みの導入は、情報漏洩リスクの低減に大きく貢献しています。

\*2：CaseWare Working PapersはCaseware International Inc.が提供する監査調書の管理ソフトウェアですが、RSM International Limitedが一括してライセンスを購入しており、当法人はRSM International Limitedからサブライセンスを受けています。

## 4-5. IT投資の基本方針

IT投資の必要性の検討は継続して実施しており、職員からの提案を含めて、日々の業務改善活動を含む組織全体の課題と認識しています。セキュリティ向上を目的としたAudics導入を機に、オンプレミスサーバーのクラウド化を推進するなど、以下の視点からIT投資の意思決定を行っています。

IT環境の セキュリティ向上	監査品質の向上
職員の ワークライフバランス	優秀な人材の採用 及び確保
RSMネットワークとの 協調	費用対効果

例えば、CAATツールである「IDEA」の利用に加えて、クライアントの監査リスク評価の一環として「SPEEDA」を利用したリスク分析、クライアントとのデータ受渡し及び監査進捗管理を可能とする「Inflow」の導入など、上記6つの視点から投資意思決定を行っております。

また、Audicsの利用によるシェアリングエコノミーのメリットを最大限に享受するべく、単独では実現が難しかった高機能で監査効率化等に寄与するITツールへの投資も検討しています。

## 4-6. RSMとしての取り組み

RSMでは、メンバーファームにおける情報漏洩やサイバーセキュリティリスクに対応するため、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC27001:2013」の認証取得を進めていましたが、当法人では2022年4月12日付で当該認証を取得しました。従来より法人内部で実施していた情報セキュリティ管理に係る整備及び運用評価システムについて、外部機関による認証を受けることで、情報セキュリティ基本方針を全パートナー及び職員が再認識するとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの運用と改善に努めることで、クライアント及びステークホルダーの皆さまからの信頼をより高められるよう取り組んでまいります。



また、RSMネットワークでもシェアリングエコノミーの考え方を採用しており、監査業務の品質向上や効率化の観点から有用なITツールの調査研究を行っており、採用されたITツールについてはグローバルでの規模のメリットを活用して比較的安価での利用が可能となります。当法人では、グローバルでのシェアリングエコノミーのメリットを享受することにより、IT投資効率の最大化を図ってまいります。

## 5. 財務基盤

当法人は、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」ことを経営理念とし、監査品質の維持、向上を業務運営における最重要課題として取り組んでいます。この課題を解決するため、財務基盤においては安定性を重視し、サステナブルな監査事務所であることに努めています。

なお、以下の説明では2024年6月時点の数値を使用しています。

### 5-1. 収益構造

#### 報酬依存度

特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が高い場合、依頼人からの報酬を失うこと等への懸念は、自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせます。このため、特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度を低く保つようにしています。

最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は3.2%であり、15%ルールに抵触する事実はありません。また、東京事務所及び神戸事務所それぞれの事務所単位でも被監査会社に対する報酬依存度は低く、15%ルールに抵触していません。

#### 収益の内容

当監査法人の主たる業務である監査証明業務の報酬は1,609,519千円で、全体の報酬の85.4%を占めています。

### 5-2. 財務安定性

財務安定性の指標とされる自己資本比率は85.9%で、借入金はありません。また、一般の企業で100%超が良好とされる現預金比率（現預金÷流動負債）は607.7%となっております。

### 5-3. 公認会計士職業賠償責任保険等への加入

当法人は、公認会計士職業賠償責任保険に保証限度額1請求当たり10億円、保険期間中の保証限度額20億円、サイバーリスク保険に賠償保証額1億円加入しています。



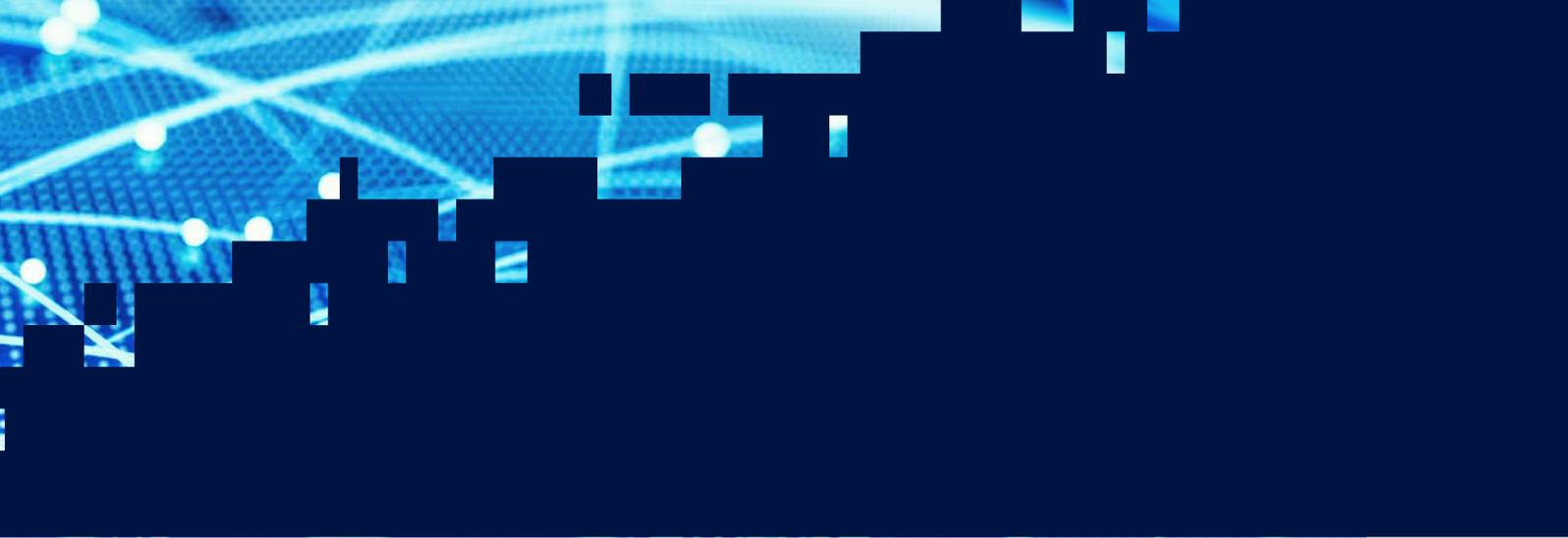
## 6. 国際対応基盤

### 6-1. RSMネットワークの概要

当法人の加盟しているRSM International Limited（以下「RSM International」という）は世界120ヶ国、820のオフィスと提携し、64,000人のメンバーを擁し、2023年度の全世界収益は94億米ドル（約1兆3,790億円）と世界第6位の規模を誇る国際的な会計事務所ネットワークです。RSMのメンバーファームは、国内市場において、また国際的なプロフェッショナルサービスのニーズに応えるために、質の高いプロフェッショナルサービスを提供するという共通のビジョンを持っています。

RSM ネットワークは、普遍的に合意され適用された品質基準を含む、共通の方法とプロセスを通じてメンバーファームを結びつけています。このようなネットワークにより、RSMメンバーファームのパートナー及びスタッフは、世界中どこでも一貫して高水準のサービス及びアドバイスをクライアントに提供することができます。





RSM Internationalはロンドンを拠点とするグローバル・エグゼクティブ・オフィスが各地域、委員会、サービス・セクター・グループに対してリーダーシップを発揮し、各メンバーファームがネットワークの力を最大限に活用し、成長を促進できるよう支援する体制としています。また、メンバー間の国境を越えた協力や、情報とベストプラクティスの共有を促進するため、アジアパシフィック、ヨーロッパ、アフリカ、中東、北アメリカ、ラテンアメリカの6つの地域に分け、メンバーファームを組織化しています。当法人はRSMのメンバーファームの一員として日本企業をワールドワイドにサポートしています。

RSM Internationalとはワールドカンファレンスやアジアパシフィック会議、定期的なWebカンファレンス、グローバルの研修等により相互の交流を深め、信頼を高めながら、円滑に国際業務を提供できるような体制を築いています。



2023年11月にバルセロナで開催されたワールドカンファレンス

## 6-2. RSM Japanの概要

RSM Japanは、RSM Internationalの日本における正式メンバーとして加盟している3つの独立した法人で構成されており、監査・保証業務、国際税務（移転価格税制を含む）、アウトソーシング、M&A、IPO、対内投資、各種金融取引等のアドバイザーサービスなど、クライアントの個々のニーズに合わせた様々な専門的サービスを提供しています。各法人とサービス分野は以下の通りです。

RSM清和監査法人	税理士法人 東京クロスボーダーズ	RSM夕留パートナーズ
監査 保証業務	税務	会計・税務 人事労務 法務 アドバイザー等

当法人は、高い監査品質の維持、向上の観点から、その業務内容を原則として監査業務及び会計・監査の周辺業務に限定しており、その他の非監査業務については国内メンバーファームが担っています。国内ネットワークファーム間では定期的に情報交換や人材交流を行い、知見及び経験を共有することで監査品質の向上に役立てています。

## 6-3. RSM Internationalへの加盟の目的

経済活動のグローバル化や少子高齢化に伴う国内の市場規模の縮小に伴い、日本企業の海外進出は拡大の傾向にあります。海外における事業活動には様々なリスクが内在していることから、グローバルの監査業務においては、クライアントの海外拠点を監査する構成単位の監査人との協力体制を築くことが不可欠となっています。

このような状況において、当法人はRSM Internationalのメンバーファームと連携をすることで、グローバルに展開するクライアントへの監査体制を築くのみならず、RSM Internationalの監査マニュアルやツールの活用、知見の共有、並びにグローバルな教育研修の機会を通じて、グローバルに展開する日本企業の監査を高品質かつ効率的に実施するための体制を整備しています。

また、シンガポールにはジャパンデスクを設置し、アジア・オセアニア地域の拠点と連携して、日系企業に監査、税務、会計などのサービスを行なっています。

## 6-4. グローバルネットワークへの加盟から生じるリスク及びその対応

RSMネットワークの各メンバーファームは法的に独立した事務所であり、各自の債務に責任を負っていることから、他のメンバーファームの法的な問題や処分等が直接当法人に影響を及ぼすことはありません。

RSMのメンバーファームが構成単位の監査人として業務を実施する際には、十分なコミュニケーションを行ったうえで、監査が適切に実施されているかどうか判断しています。具体的には、インストラクションのやり取りの他、重要な監査調書の査閲、必要に応じて往査やオンライン会議等を実施することで、作業の妥当性を評価します。監査意見の形成の際には、最終的に当法人として監査業務が十分かつ適切に行われているかどうかを審査する体制としています。

## 6-5. グローバルネットワークとの契約等の概要

RSMはRSM Internationalネットワークのメンバーが使用するブランド名であり、各メンバーはそれぞれ独立したプロフェッショナル・サービス・ファームであり、独立した法人として活動しています。ネットワークはそれ自体、いかなる法域においても独立した法人ではなく、またネットワークのメンバーファームが他のファームのサービスに対して責任を負うことはありません。

メンバーファームは、RSM Internationalの国際理事会により設定された数々の高い基準を満たすことに同意しており、それらの基準は、その規模、所在地、ブランディングなどの問題だけでなく、そのサービスの質と範囲に関連するものとなります。メンバーファームは適用される国際基準に準拠し、品質保証、監査、倫理・独立性、検査に関するグローバルポリシーを適用することに同意しています。また、メンバーファームは、年次の内部検査プログラム及び少なくとも3年に1回のグローバルの内部品質保証レビューの対象となります。

また、当法人はRSMメンバーファームの一員として、所定のサービス料を支払っています。

## 7. その他

### 7-1. IPO関連業務への取り組み

当法人の過去のIPO実績は、東証グロース市場1件、海外上場(香港)1件及びTOKYO PRO Market 3件であり、またIPO準備会社27社(2024年6月末現在)と監査契約を締結しています。

それらの監査契約の多くは最近3年間で締結しており、多数のIPO準備会社の監査業務等に十分なリソースをもって対応するため、大手監査法人や証券会社において担当会社のIPO実績を有する人材を継続的に中途採用してまいりました。そのような人材を監査責任者・主査等として配することにより、監査業務やそれに先立つ初期の課題調査(ショートレビュー)業務、証券会社・取引所審査対応、コンフォートレター作成業務、その他クライアントニーズに応じた助言指導等を十分遂行できる人員体制及び品質管理体制を整えております。

また、監査責任者である業務執行パートナーが監査現場に頻繁にお伺いし、クライアントとの対話を密に行うことが中堅監査法人である当法人のモットーであり、クライアントの相談、質問対応を迅速に行いながらスムーズな上場をサポートしてまいります。

なお、資本市場の参加者等との対話の一環として、大手を含む複数の証券会社、TOKYO PRO MarketのJ-Adviser及び印刷会社等と定期的に意見交換を実施するとともに、IPO実務検定協会や日本監査役協会でセミナー講師を担当するIPO支援室長の中村直樹パートナーが、ベンチャーキャピタルや個人投資家向けのセミナー・パネルディスカッションを多数実施し、資本政策を中心にIPOに関する意見交換を積極的に行っています。また、ここで得られた当法人に対する資本市場からの期待に対する意見を、組織的運営の改善に向けて活用しています。

### 7-2. 非営利法人関連業務への取り組み

近年、企業以外の非営利法人に対しても、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務情報の透明化などが強く求められており、それに対応するべく、非営利法人に対する法定監査の導入範囲が拡大する傾向にあります。当法人では、学校法人、社会福祉法人、公益法人、医療法人などの非営利法人に対する監査業務を多数実施するとともに、会計監査の受け入れや会計基準への対応に関する指導業務等も幅広く実施しています。非営利法人ごとに適用される会計基準は異なりますが、各会計基準と監査に精通した監査チームにより高品質な業務を提供しています。また、地方自治法に基づく包括外部監査を始めとした地方自治体向けの業務も多数提供しており、地域社会への貢献に積極的に取り組んでいます。

### 7-3. 日本公認会計士協会の活動への取り組み

日本公認会計士協会の地域会活動においては、部委員長に就任することにより、監査に関連する研究発表の機会が与えられ、また、会長、副会長に就任することにより、地域会を代表して行政機関、他士業等との情報交換を行う機会が与えられます。また、協会本部活動においては、理事・委員として理事会や各委員会に出席することにより、協会から発出される報告書等の審議の過程に関わる機会、国際会議の最新情報を得る機会が与えられます。

当法人では、協会活動により得られた知見を監査の品質管理向上に活かしていきたいと考えており、現在、坂井浩史シニアパートナー・神戸事務所長が、地域会においては、兵庫会会長に就任し、また、協会本部においては、本部理事に就任しています。さらに、金城琢磨パートナーが、2019年8月から中小事務所IT対応支援専門委員会委員長、2022年8月からは同副委員長として、中小事務所向けの電子監査調書導入支援の枠組み及びIT関連情報を発信するITコミュニティの立上げに関与し、現在は同委員会副委員長として委員会活動をサポートしています。今後も少数精鋭の方針のもと、協会活動に積極的に取り組んでまいります。



監査法人の  
ガバナンス・コードの適用状況

# 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

RSM清和監査法人は、金融庁が2017年3月31日に公表し、その後2023年3月24日に改訂した「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用し、すべての原則・指針を適用しています。

監査法人のガバナンス・コードは、上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定され、5つの原則と当該原則を適切に履行するための指針から構成されています。当法人はこれらの原則・指針を適用することで、監査品質の確保に向けた組織的な運営を実践しています。

## 原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針		当法人の取り組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	P.4 監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.16 監査品質重視の組織風土を醸成するためのメッセージ
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P.5 経営理念/RSM Experience
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	P.30 人事評価 P.31 職場環境の醸成
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P.18 監査チームの支援 P.23 組織図 P.31 職場環境の醸成
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	P.26 非監査業務の提供方針 P.28 採用方針
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	P.38 RSM Internationalへの加盟の目的

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針		当法人の取り組み
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	P.23 ガバナンス体制
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>P.9 品質管理体制 P.23 ガバナンス体制</p> <p>P.17 被監査会社とのコミュニケーション</p> <p>P.29 人材育成 P.30 人事評価</p> <p>P.33 IT基盤の整備、電子監査調書の利用 P.34 IT投資の基本方針</p>
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	P.23 ガバナンス体制、組織図

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針		当法人の取り組み
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	P.26 公益監督委員会
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	P.26 公益監督委員会

指針		当法人の取り組み
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	P.26 公益監督委員会
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	P.26 公益監督委員会

#### 原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		当法人の取り組み
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	P.16 監査チーム内のコミュニケーション P.31 職場環境の醸成
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	P.29 人材育成 P.30 人事評価
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	P.15 監査チームの構成 P.28 採用方針 P.29 人材育成  P.26 非監査業務の提供方針  P.15 監査チームの構成 P.30 人事評価  P.31 職場環境の醸成

指針		当法人の取り組み
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	P.17 被監査会社とのコミュニケーション
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	P.11 通報制度

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-----	---

指針	当法人の取り組み
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p> <p>本報告書</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢           <p>P.4 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p> </li> <li>・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針           <p>P.5 経営理念/RSM Experience</p> </li> <li>・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報           <p>P.4 監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.5 経営理念/RSM Experience 本報告書における各AQI</p> </li> <li>・ 監査法人における品質管理システムの状況           <p>P.9 品質管理体制</p> </li> <li>・ 経営機関等の構成や役割           <p>P.23 ガバナンス体制、組織図</p> </li> <li>・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方           <p>P.26 公益監督委員会</p> </li> <li>・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応           <p>P.26 非監査業務の提供方針</p> </li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)           <p>P.33 IT基盤の整備、電子監査調書の利用 P.34 IT投資の基本方針、RSMとしての取り組み</p> </li> <li>・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針           <p>P.28 採用方針 P.29 人材育成</p> </li> <li>・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況           <p>P.35 財務基盤</p> </li> <li>・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況           <p>P.38 RSM Internationalへの加盟の目的</p> </li> <li>・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価           <p>P.20 品質管理システムのモニタリング</p> </li> </ul>

指針		当法人の取り組み
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>P.36 RSMネットワークの概要</p> <p>P.38 RSM Internationalへの加盟の目的、グローバルネットワークへの加盟から生じるリスク及びその対応</p> <p>P.38 グローバルネットワークへの加盟から生じるリスク及びその対応</p> <p>P.38 グローバルネットワークとの契約等の概要</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>P.17 被監査会社とのコミュニケーション</p> <p>P.26 公益監督委員会</p> <p>P.39 IPO関連業務への取り組み</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>P.20 品質管理システムのモニタリング</p> <p>P.22 ISQM1、改正品質管理基準への対応</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>P.22 ISQM1、改正品質管理基準への対応</p> <p>P.39 IPO関連業務への取り組み</p>

## RSM清和監査法人

### 東京事務所

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階

### 神戸事務所

〒650-0024

兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルディング1階

<https://www.rsm.global/japan/audit/ja>

RSM Seiwa is a member of the RSM network and trades as RSM. RSM is the trading name used by the members of the RSM network.

Each member of the RSM network is an independent accounting and consulting firm, each of which practices in its own right. The RSM network is not itself a separate legal entity of any description in any jurisdiction. The network is administered by RSM International Limited, a company registered in England and Wales (company number 4040598) whose registered office is at 50 Cannon Street, London EC4N 6JJ. The brand and trademark RSM and other intellectual property rights used by members of the network are owned by RSM International Association, an association governed by article 60 et seq of the Civil Code of Switzerland whose seat is in Zug.